平成２４年（フ）第２８６号
静岡県駿東郡小山町須走109番地の１　町住浅間団地21号
債務者　渡邉まり子
１　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１６８４号
愛知県大府市共栄町６丁目435番地　アピエス共和ＥＨ1102号
債務者　小田　飛鳥
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５４号
沖縄県那覇市識名１丁目14番43号　協栄識名マンション301、前住所愛知県岡崎市井内町字下堤21番地２　オークスＳ　Ｂ―102
債務者　加藤　恵子（旧姓山里）
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３３６号
愛知県岡崎市薮田１丁目12番地３　エクセル薮田Ｓ―101
債務者　浅岡　　学
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３３７号
愛知県岡崎市薮田１丁目12番地３　エクセル薮田Ｓ―101
債務者　浅岡　円子
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３５４号
愛知県安城市古井町宮前７番地17
債務者　川崎　宏美
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３６８号
愛知県豊田市十塚町４丁目４番地　レオパレス21豊田第３―102号
債務者　渡邉　周作
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３９２号
愛知県岡崎市本宿町字棚田１番地６　県営住宅11―306
債務者　神田　里美（旧姓柳谷）
１　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０９号
岡山県倉敷市水島西千鳥町３番23―804号
債務者　阿南　昌宏
１　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
静岡県富士市中野830番地の45、前住所静岡県富士市米之宮町247番地
債務者　森田亜季子
１　決定年月日時　平成24年９月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月８日午前10時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１８３７号
横浜市青葉区しらとり台33番地１　軽井沢コーポＡ―102
債務者　新屋敷貴子
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８５４号
横浜市都筑区大熊町67番地42
債務者　小原　　孝
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８５５号
横浜市都筑区大熊町67番地42
債務者　小原　規子
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８９１号
神奈川県鎌倉市笛田１丁目６番33―101号
債務者　阿部真奈美
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９７４号
横浜市南区真金町１丁目１番地34　ウィンビュ横浜902号室
債務者　濱松　茂志
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９９２号
横浜市泉区和泉町4151番地６　ガーデンハイムＢ102号
債務者　室井　香純（旧姓日比野）
１　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
５　免責審尋期日　平成24年11月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部